



ご契約の際には「**ご契約のしおり・約款**」「**特別勘定のしおり**」を必ずご覧ください。

- 「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読ください。

➔ PGF生命とこの商品について、お電話やホームページでご案内しています。



PGF生命コールセンター **通話料無料 0120-56-2269**

＜受付時間＞平日8:30～20:00／土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3等を除く)

- 各種手続きやご契約内容のご照会等はPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。
- 保険金等のお支払いはお客さまからのご請求に応じて行います。保険金等の支払事由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があると思われるときやご不明な点が生じたとき等でも、お気軽にご連絡ください。



PGF生命ホームページ <http://www.pgf-life.co.jp>

- この保険で適用される最新の諸利率やユニットバリューをPGF生命ホームページでご案内しています。
- この保険の「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。
- 「特別勘定運用レポート」「特別勘定決算のお知らせ」も掲載しています。

➔ 募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「変額終身保険Neo」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「**変額終身保険NeoはPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。また、預金保険制度の対象ではありません。**
- 三菱UFJ銀行は「変額終身保険Neo」の引受保険会社であるPGF生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さま、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万が一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

➔ 保険販売資格をもつ募集人について

- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。また、この保険は変額保険販売資格を登録した募集人のみが取り扱いを行うことができます。なお、三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に関し、確認を希望される場合は、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

この「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼パンフレット」の記載は、2019年4月現在のものです。各種お取り扱い等、将来変更されることがあります。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。**ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。**

(お問い合わせ、ご照会)
募集代理店

(ご契約後のご照会)
引受保険会社

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

三菱UFJ銀行コールセンター〔保険〕
0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)
<https://www.bk.mufig.jp>

2019年4月現在(No.05823)

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

変額終身保険Neo

変額終身保険／無配当

変化の多い
「今」だからこそ
求められる「保障」



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。ご契約のお申し込みの際に重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いします。



この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

- 特別勘定の運用実績により損失が生じることがあります。

募集代理店

引受保険会社

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

PGF生命
プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

この保険の引受保険会社はPGF生命です。株式会社三菱UFJ銀行は、PGF生命の募集代理店です。

想いを伝える方法に 変額終身保険 をおすすめする 理由。

① 継続する日本の低金利とインフレ目標

日本の政策金利は

この10年の平均で **約0.05%***

年2% のインフレが **10年間**

継続すると物価はおおよそ

22%UP

*日本銀行「無担保コールO/N物レート」
(2008年11月～2018年10月)

万一の保障は、たとえば、ご家族が受け取られたときに物価全般が上昇しているのでしょうか？
たとえば、地価などが高騰し、資産の評価額が上昇するのでしょうか？

ご契約時には十分だったはずの保障額が不足してしまうかもしれません。

そこで注目したいのが、物価や市場といった環境変化にえられるしきみを持った生命保険です。

変額終身保険は、お預かりした保険料を運用し、その実績を保障に反映することができます。
大切なご家族のために変額終身保険を、ぜひ、活用してみませんか。

この保険の引受保険会社であるPGF生命については42ページの「PGF生命について」をご覧ください。

1 あなたは どのような目的で そなえますか？

① 死亡時の遺族の生活に対する不安の有無
自分の介護に対する不安の有無



死亡、医療、老後そして介護。長い人生には、どうしても避けられない様々な問題があります。ご自身、そして大切なご家族のためにも、事前にそなえることが大切です。

変額終身保険Neoなら、

万一の保障を生涯にわたって確保できます。介護のリスク*等にもそなえることができます。

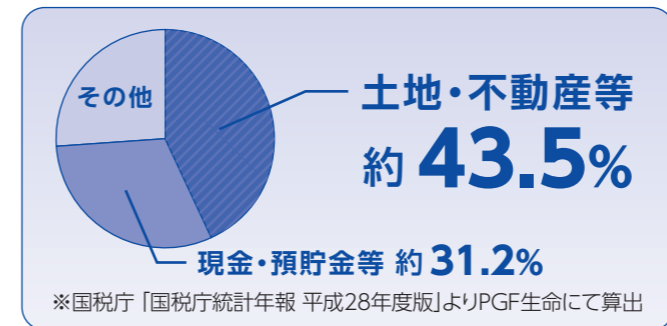


*介護前払特約・介護年金移行特約を付加する場合

そなえる

2 あなたは どのような方法で そなえますか？

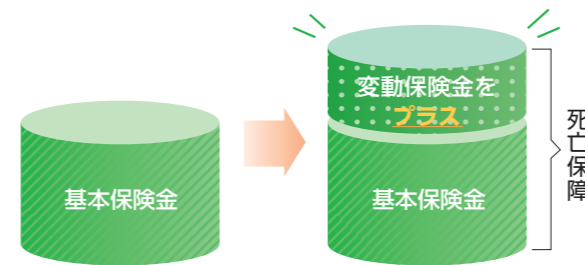
① 相続税課税価額における土地・不動産等が占める割合



相続財産の半分近くは土地や不動産です。将来、不動産価格の上昇によって、想定していた納税額が大幅に上昇する可能性があるため注意が必要です。

変額終身保険Neoなら、

万一の保障は特別勘定(ファンド)の実績を反映し、ふえる期待が持てるので将来の環境変化にもそなえることができます。



ふやす

3 「相続は争族」とも言われ 遺産分割事件も 年々増加しているのを ご存知ですか？

① 遺産分割事件数の動向(審判+調停)

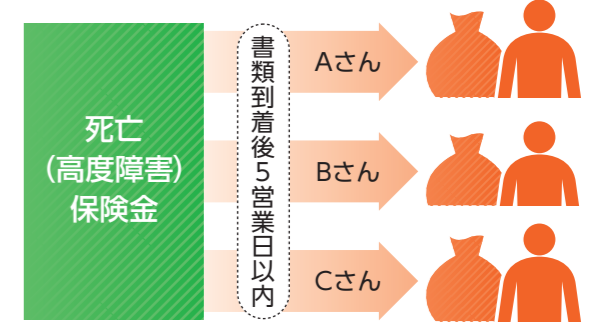


相続問題は長期化することも多く、そうならないためにも資産をあらかじめご家族の誰にいくらのこしておくかを決めておくことが必要です。

変額終身保険Neoなら、

誰に、いくらのこすかを事前に決めることができます。

<生命保険における相続の例>



※必要書類に不備があった場合や保険金を支払うための調査、確認等が必要な場合、お支払いが遅れることがあります。

のこす

1

変額終身保険Neo

しくみ

！ ご注意ください。 **投資リスクについて**
 この保険の特別勘定は、主に国内外の株式、債券等に投資する投資信託で運用されます。したがって、株価や債券相場等の下落等により解約返戻金額等お受け取りになる金額は、お払い込みいただいた保険料総額を大幅に下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。

「万一へのそなえ」と「環境変化へのそなえ」。変額終身保険Neoは、あなたの

想いをご家族へ届けます。

そなえる

ご契約の直後、払込保険料を上回る保障を確保。
 万一の保障は **基本保険金額を最低保証** します。

ふやす

特別勘定(ファンド)で運用し、
 保障がふえます。

運用が好調な場合は万一の

のこす

万一の保障は、生涯にわたって
 続きます。

※特別勘定(ファンド)について、くわしくは5~6ページの「特別勘定のしくみ」、
 「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」をご覧ください。

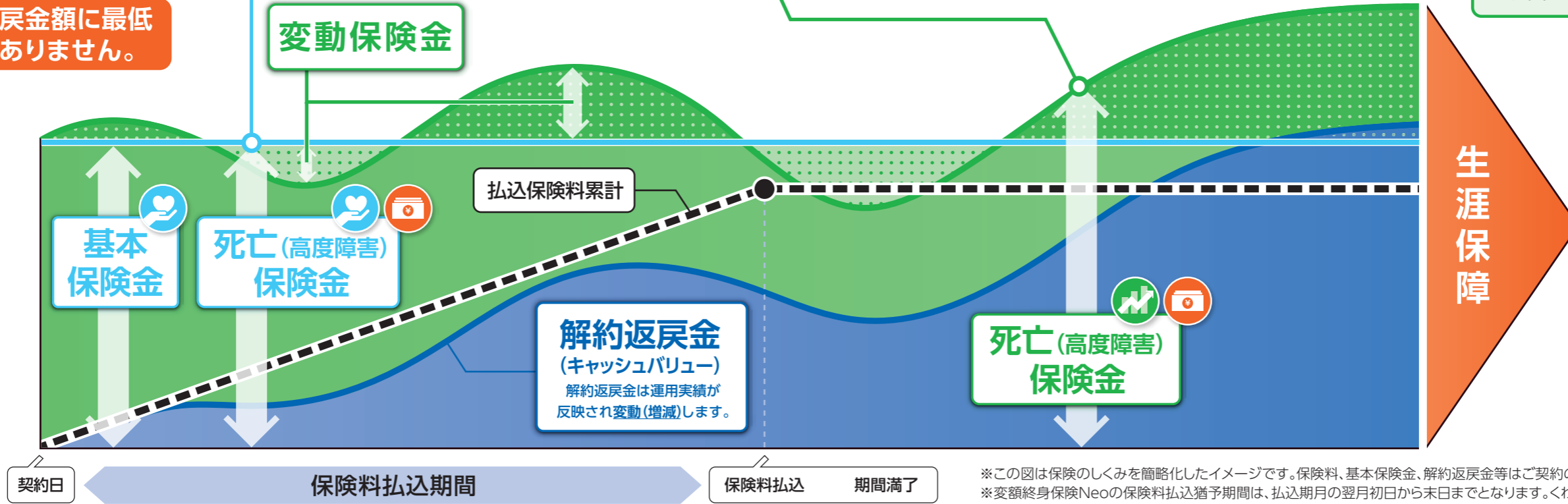
<イメージ図>

変動保険金額がマイナスの場合、基本保険金額が
 死亡(高度障害)保険金額として**最低保証**されます。

変動保険金額がプラスの場合、
 基本保険金額に**加算**されます。

？ 変動保険金とは？
 特別勘定の運用実績が反映され、実績によって変動(増減)します。

！ 解約返戻金額に最低保証はありません。



※この図は保険のしくみを簡略化したイメージです。保険料、基本保険金、解約返戻金等はご契約の内容によって異なります。
 ※変額終身保険Neoの保険料払込猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までとなります。くわしくは36ページの「保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について」をご覧ください。

✓ 保険料の割引について

- ①ご契約の基本保険金額が500万円以上の場合は、保険料の**高額割引制度が適用**され、保険料はお安くなります。
- ②**払込方法をまとめるほど**保険料はお安くなります。

✓ 保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から**180日以内に所定の身体障害状態になられたとき**以後の保険料のお払い込みは免除されます。

✓ 保険料の繰り入れについて

保険料は、一部を保険契約の締結・維持等にかかる費用にあて、それらを除いた金額を特別勘定で運用します。特別勘定に繰り入れる日は以下となります。

- ・第1回保険料 : **契約日**(責任開始日の属する月の翌月1日)
- ・第2回以後の保険料 : 保険料払込方法に応じた**契約応当日**

5~6ページで、**特別勘定のしくみ**をご説明します。

2 特別勘定のしくみ

特別勘定のしくみ

！ ご注意ください。

投資リスクについて

この保険の特別勘定は、主に国内外の株式、債券等に投資する投資信託で運用されます。したがって、株価や債券相場等の下落等により解約返戻金額等お受け取りになる金額は、お払い込みいただいた保険料総額を大幅に下回る場合があります。損失が生じるおそれがあります。

この保険の特別勘定について、ご説明します。
特別勘定は、変額終身保険にかかる資産を他の保険種類の資産とは区別し、

独立して管理・運用を行います。

■特別勘定(ファンド)について

特別勘定のグループ	特別勘定の名称
特別勘定グループVL01型	世界8資産バランスファンド
日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。	
主な投資対象とする投資信託	運用会社
世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)	三菱UFJ国際投信株式会社

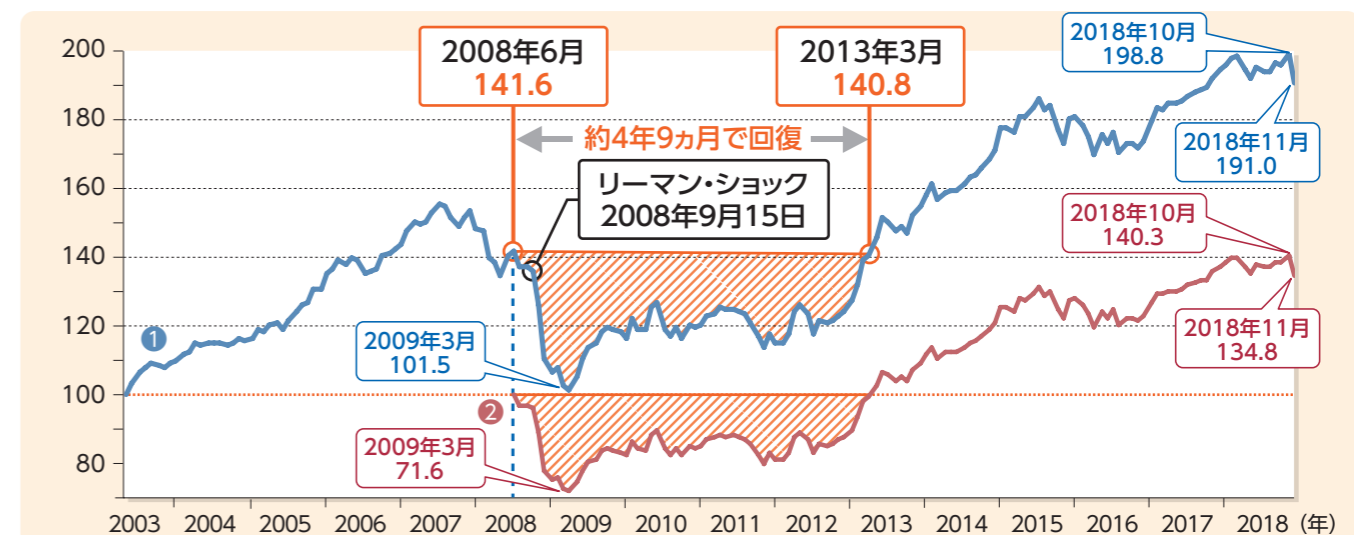
■世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)について

投資対象	合成ベンチマークの構成指数*	資産配分
株式	国内株式 東証株価指数(TOPIX)	16%
	先進国株式 MSCIコクサイ インデックス(除く日本、円換算ベース)	20%
	新興国株式 MSCIEマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)	4%
債券	国内債券 NOMURA-BPI総合	42%
	先進国債券 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)	5%
	新興国債券 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)	4%
その他	国内不動産投資信託証券 東証REIT指数(配当込み)	3%
	先進国不動産投資信託証券 S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)	3%
	短期金融資産 有担保コール(翌日物)	3%

*記載の各指数について、くわしくは40ページの「指数について」をご覧ください。

■特別勘定(ファンド)の運用シミュレーション

①2003年4月1日を100として運用を開始したケース ②2008年6月1日を100として運用を開始したケース



※2016年11月までは左記各指数の過去実績をもとに、2016年12月以降はこの保険の特別勘定(ファンド)の運用実績を用いて、PGF生命にて作成しています。
※特別勘定の運用にかかる各費用を控除した実績となります。

■ご参考

一度に購入するのではなく、定期的に購入することで購入単価を平準化させる効果が期待できます。

<毎回100万円ずつ購入したケースとまとめて500万円購入したケースの比較>

基準価額10,000円

10,000円 6,000円 13,000円 8,000円 11,000円

購入口数が少なくなる

購入口数が多くなる

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	合計
基準価額	10,000円	6,000円	13,000円	8,000円	11,000円	-
毎回購入(毎回100万円)	100口	166.6口	76.9口	125口	90.9口	559.4口
一括で購入(一括で500万円)	500口	-	-	-	-	500口

※数値は架空の基準価額をもとに記載した仮定のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※基準価額が上昇した場合は、購入量が減少します。

✓ 特別勘定(ファンド)の変動要因(投資リスク)について

この保険の特別勘定には次の5つの投資リスクがあります。

価格変動リスク 為替変動リスク 信用リスク 流動性リスク カントリーリスク

※それぞれのリスクについて、くわしくは19ページおよび32ページの「投資リスクについて」をご覧ください。

✓ 保険料の繰り入れについて

保険料は、一部を保険契約の締結・維持等にかかる費用にあて、それらを除いた金額を特別勘定で運用します。特別勘定に繰り入れる日は以下となります。

- ・第1回保険料：契約日(責任開始日の属する月の翌月1日)
- ・第2回以後の保険料：保険料払込方法に応じた契約応当日

9~10ページで、どのようなときに受け取ることができるかご説明します。

3 受け取る

ご参考(ご契約例)

!
ご注意
ください。

●グラフおよび図表に記載されている内容は、過去の参考実績および仮定値に基づき試算・検証したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
●特別勘定の実績により解約返戻金額等お受け取りになる金額は、**お払い込みいただいた保険料総額を大幅に下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。**
※記載されているグラフおよび図表は、各参考指数をもとにPGF生命が作成したものです。

前ページ記載の特別勘定(ファンド)の運用シミュレーション①(2003年4月1日を100

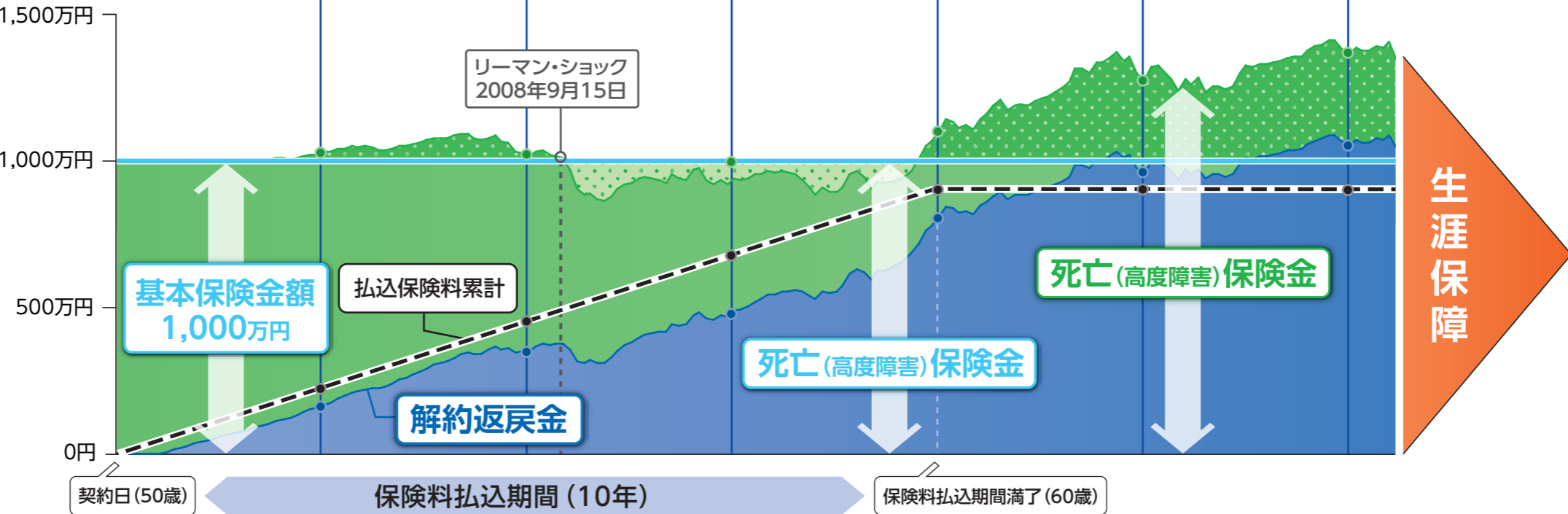
として運用を開始したケース)に基づいたご契約例

2005年10月(2年6ヵ月後)	2008年4月(5年後)	2010年10月(7年6ヵ月後)	2013年4月(10年後)	2015年10月(12年6ヵ月後)	2018年4月(15年後)
死亡(高度障害)保険金額 10,319,700円 保障倍率 454.8%	死亡(高度障害)保険金額 10,120,000円 保障倍率 223.0%	死亡(高度障害)保険金額 10,000,000円 保障倍率 146.9%	死亡(高度障害)保険金額 11,013,700円 保障倍率 121.3%	死亡(高度障害)保険金額 12,695,000円 保障倍率 139.8%	死亡(高度障害)保険金額 13,670,700円 保障倍率 150.6%
解約返戻金額 1,713,786円 解約返戻率 75.5%	解約返戻金額 3,469,341円 解約返戻率 76.4%	解約返戻金額 4,914,417円 解約返戻率 72.1%	解約返戻金額 8,107,624円 解約返戻率 89.3%	解約返戻金額 9,567,447円 解約返戻率 105.4%	解約返戻金額 10,547,295円 解約返戻率 116.2%
払込保険料累計額 2,268,900円	払込保険料累計額 4,537,800円	払込保険料累計額 6,806,700円	払込保険料累計額 9,075,600円	払込保険料累計額 9,075,600円	払込保険料累計額 9,075,600円

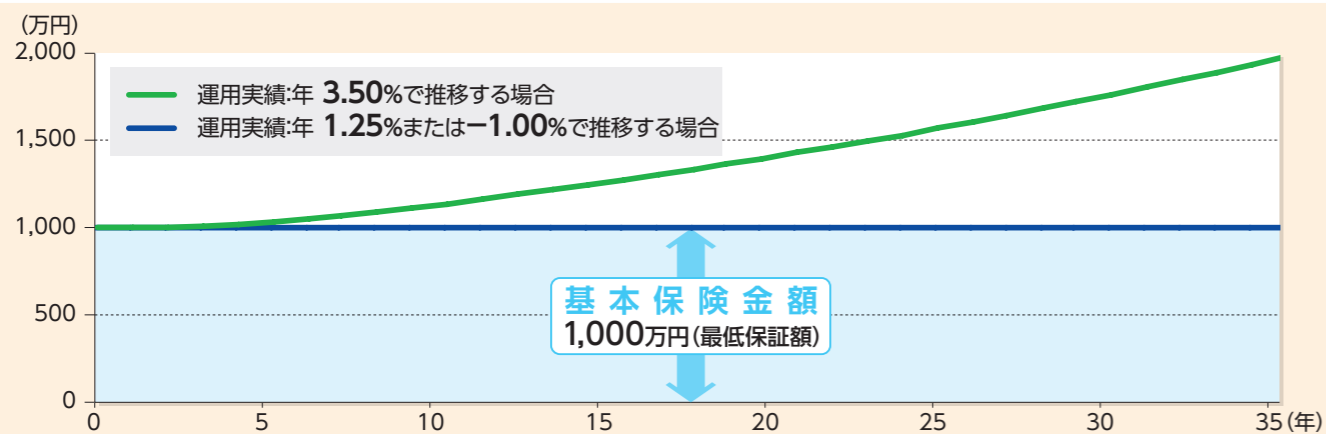
<イメージ図>

- 【ご契約例】**
- 契約年齢(被保険者) …… 50歳女性
 - 保険料払込期間 …… 10年
 - 基本保険金額 …… 1,000万円
 - 保険料払込方法 …… 月払
 - 月払保険料 …… 75,630円

※当ご契約例およびイメージ図は、前ページ記載の特別勘定(ファンド)の運用シミュレーション①(2003年4月1日を100として運用を開始したケース)および2019年4月現在の基礎率(予定利率等)に基づいて算出した数値等を記載しています。
※保障倍率とは、払込保険料累計額に対する死亡(高度障害)保険金額の割合を表しています。また、解約返戻率とは、払込保険料累計額に対する解約返戻金額の割合を表しています(小数第2位以下切り捨て)。

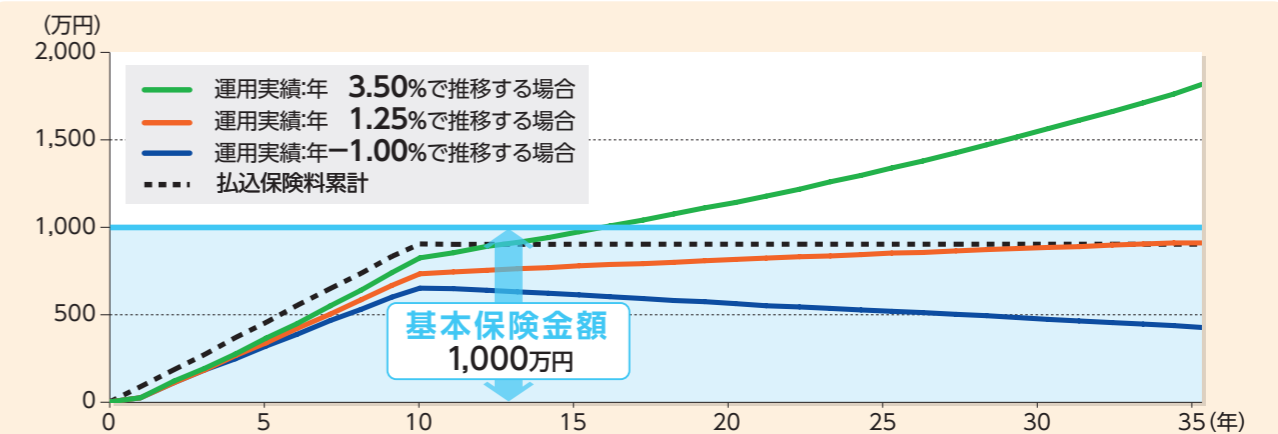


上記ご契約例における死亡(高度障害)保険金額*の推移シミュレーション



* 死亡(高度障害)保険金額は基本保険金額と変動保険金額の合計額となります。なお、運用(ファンド)実績が1.25%を下回った場合でも、死亡(高度障害)保険金は基本保険金額の1,000万円を最低保証します。

上記ご契約例における解約返戻金額の推移シミュレーション



! 解約返戻金額に最低保証はありません。

※上記のグラフは、保険期間中例示した運用実績が継続したと仮定した場合の死亡(高度障害)保険金および解約返戻金の推移イメージです。実際には、後の仮定値です。各費用について、くわしくは31~32ページの「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

特別勘定の運用実績によって変動(増減)します。また、例示の運用実績(3.50%・1.25%・-1.00%)は、「特別勘定の運用にかかる費用」を控除した

3

変額終身保険Neo

受け取る

! ご注意ください。

投資リスクについて

この保険の特別勘定は、主に国内外の株式、債券等に投資する投資信託で運用されます。したがって、株価や債券相場等の下落等により解約返戻金額等お受け取りになる金額は、お払い込みいただいた保険料総額を大幅に下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。

保険金や解約返戻金等は多彩な受取方法からお選びいただくことができます。

どのような時に？

ご契約後に受け取るケースは、以下のいずれかに該当されたときになります。

死亡されたとき

死亡保険金

高度障害状態になったとき

高度障害保険金

解約されたとき

解約返戻金
(キャッシュバリュー)

どのような形で？

一括受取

保険金や解約返戻金等をまとめてお受け取りいただけます。

一時金

死亡保険金は受取人をご指定いただけるので(複数の指定も可能です)、相続対策としてご活用いただけます。

年金受取

保険金や解約返戻金等を年金でお受け取りいただけます。

年金

一部を一括で受け取り、のこりを年金で受け取ることも可能です。

※「保険金等の支払方法の選択に関する特約」または「介護年金移行特約」を付加したお取り扱いとなります。くわしくは25～26ページの「保険金等の支払方法の選択に関する特約」および27ページの「介護年金移行特約」をご覧ください。

■たとえば、こんなときも受け取ることができます(指定代理請求特約)。

高度障害保険金は被保険者が受取人となります。そのため、受取人である被保険者の意思表示が困難な場合等、所定の事情により保険金の請求ができないときは、あらかじめ指定されたご家族等の指定代理請求人がご本人に代わって請求することができます。

✔ 死亡保険金即日支払サービスについて

簡単な手続きで、他の保険契約と通算して最高1,000万円までの保険金等を即日お支払いします(口座送金でのお届けとなります)。葬儀費用等の急な出費に対応できます。

※死亡日が責任開始日から2年未満のご契約、死亡保険金受取人が複数人指定されているご契約等はお取り扱いの対象外となります。

死亡保険金即日支払サービスについて、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。

11～12ページで、この保険を支える「特約」についてご説明します。

4 特約



4

変額終身保険Neo

特約

この保険を支える充実の特約についてご説明します。

「保障」を支える特約

被保険者が所定の要介護状態になったとき、**保険金の一部を前払請求**することができます。

⇒ 介護前払特約

保険料払込期間が満了し、かつ被保険者年齢が満65歳以上のご契約で、被保険者が公的介護保険制度における「**要介護4または5**」に認定されている場合、主契約の死亡保険金の一部を介護前払金としてご請求できます。

当冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」の「介護前払特約条項」に記載されている用語を下記に読み替えて表記しています。

•ご契約のしおり・約款での表記 ⇒ 介護年金 •当冊子での表記 ⇒ 介護前払金

介護が必要になったとき、**解約返戻金を介護年金として一生涯受け取る**ことができます。

⇒ 介護年金移行特約

契約日から1年経過後、かつ被保険者年齢が満40歳以上のご契約で、「**要介護2**」以上に認定された場合、または**所定の要介護状態**に該当された場合、解約返戻金をもとに**介護年金を生涯にわたって**お受け取りいただけます。

※解約返戻金額は特別勘定の運用実績に応じて毎日変動します。また、最低保証はありません。したがって、運用状況によっては、年金原資額がお払い込みいただいた保険料総額を大幅に下回る場合があります。

被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合、**死亡保険金を前払請求**することができます。

⇒ リビング・ニーズ特約

保険金を生前にお支払いすることで経済的な負担を軽減し、十分な治療を受けること等を目的とした特約です。

被保険者が受取人となる保険金等で請求できない所定の事情がある場合、**代理人が請求**することができます。

⇒ 指定代理請求特約

保険金等を本人が請求できない所定の事情がある場合、ご家族等が本人に代わって請求することができます。

対象になる保険金等 高度障害保険金、リビング・ニーズ特約の保険金、介護前払金 等

！ ご注意ください。

投資リスクについて

この保険の特別勘定は、主に国内外の株式、債券等に投資する投資信託で運用されます。したがって、株価や債券相場等の下落等により解約返戻金額等お受け取りになる金額は、**お払い込みいただいた保険料総額を大幅に下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。**

「保障」をより充実させる特約

三大疾病に罹患し、所定の状態に該当されたとき、以後の保険料が免除されます。

⇒ 保険料払込免除特約I型

以後の保険料が免除されます。また、既払込保険料相当額をお支払いしますので、その分を治療費等にあてることができます。

不慮の事故にもそなえることができます。

⇒ 災害死亡給付特約

不慮の事故等により死亡・高度障害状態に該当された場合、保険金等に加えて**災害死亡(災害高度障害)保険金**をお支払いします。

「年金」で受け取るための特約

解約返戻金や保険金等のお受け取り方法の選択肢を拡げることができます。

⇒ 保険金等の支払方法の選択に関する特約

死亡保障だけでなく長生きしたときのリスクに対応することや有意義なセカンドライフを過ごすことを目的とした特約です。年金種類には、一定期間受け取れる確定年金や、生涯にわたって受け取れる保証期間付終身年金等があります。また、お受け取りを据え置くこともできます。

各特約について、くわしくは21～27ページの「**主な特約とその内容について**」をご覧ください。

各種保全のお取り扱いについて

case 1 安定した運用に変更したい、保険料が払えない場合について

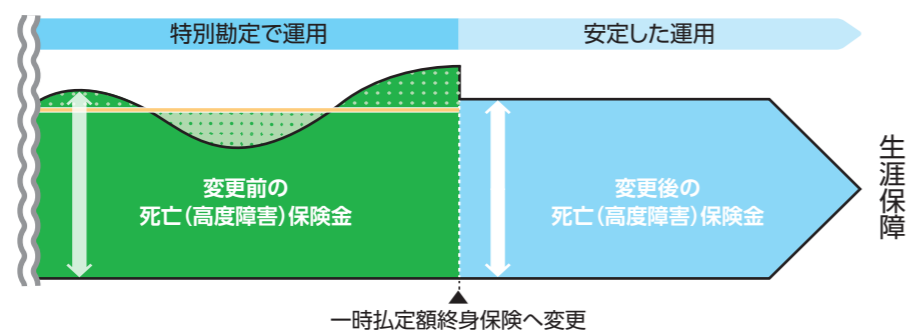
- ・定額保険に変更したい。
- ・保険料の払い込みを中止したい。

一時払定額終身保険

? 一時払定額終身保険とは?

- 特別勘定で運用中(変額終身保険)、解約返戻金をもとに死亡保険金額を定額とする安定した運用(一時払定額終身保険)に変更することができます。
- 保険料払込期間中の場合、お払い込みを中止し、一時払定額終身保険に変更することができます。

<イメージ図>



- ※PGF生命が所定の必要書類を受理した日(変更日)の翌営業日の翌日を計算基準日として計算した解約返戻金額を一時払の保険料として充当します。
- ※特約に解約返戻金がある場合、変更日の解約返戻金額を上記に含め充当します。
- ※変更後の死亡(高度障害)保険金額は、変更日の被保険者の年齢に基づき再設定します。
- ※特別勘定の運用状況等は3ヵ月毎にお届けする「ご契約状況のお知らせ」をご覧ください。PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。
- ※変更後の死亡(高度障害)保険金額は、変更日の基本保険金額と変動保険金額の合計額(変動保険金額がマイナスの場合は基本保険金額)を上限とし、上限を超えた場合、超過部分の解約返戻金をお支払いします。
- ※お申し出の際に変更後の死亡(高度障害)保険金額(試算値)が20万円を下回る場合、一時払定額終身保険に変更することはできません。
- ※保険料払込免除期間中および保険契約の失効中は、一時払定額終身保険に変更することはできません。
- ※特別な条件をつけてご契約をお引き受けさせていただいた場合、保険金削減期間中は一時払定額終身保険に変更することはできません。
- ※災害死亡給付特約および保険料払込免除特約I型等を付加している契約で、一時払定額終身保険に変更した場合、これらの特約はなくなります。

! 変更後の死亡(高度障害)保険金額が変更前の基本保険金額を下回る場合があります。

! 一時払定額終身保険への変更後は特別勘定での運用は行いません。

その他にも一時的に保険料のお払い込みが困難になったときでも、失効することなく保険を有効に継続させる取り扱いはあります(保険料の自動振替貸付)。

- 保険料のお払い込みのないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約に当社所定の金額以上の解約返戻金があるときは、当社が自動的に保険料をお立て替えいたします。
- お立て替えできる金額は、猶予期間満了日の翌日の主契約の解約返戻金の範囲内です。
- 自動振替貸付の元金の返済は、一括返済または分割返済のいずれも可能です。

※保険料の自動振替貸付について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」を、猶予期間について、くわしくは36ページの「保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について」をご覧ください。

※あらかじめお申し出がない限り、保険料のお払い込みがないまま猶予期間が過ぎた場合、当社所定の金額以上の解約返戻金があるときは、当社が自動的に保険料をお立て替えいたします。自動振替貸付をご希望にならない場合には、当社コールセンター(0120-56-2269)までお申し出ください。

※保険金や解約返戻金等のお支払い時等には自動振替貸付の元金を差引清算します。

※失効したご契約については、保険金等をお支払いすることができず、また保険料のお払い込みを免除することができません。

case 2 保険料が払えない場合について

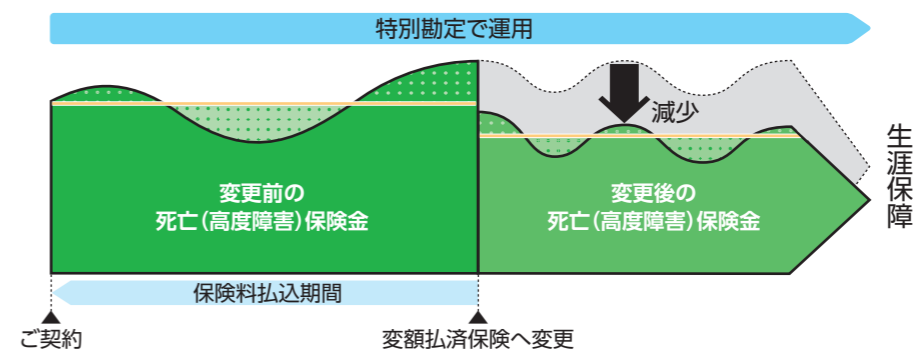
- 保障は減ってもよいので保険料の払い込みは中止したい。

変額払済保険

? 変額払済保険とは?

- 保険料払込期間中、保険料のお払い込みを中止し、保険期間をそのままにした保険料払込済の終身保険(変額払済保険)に変更することができます。

<イメージ図>



- ※PGF生命が所定の必要書類を受理した日(変更日)の基本保険金額部分の解約返戻金額を一時払の保険料として充当します。
- ※特約に解約返戻金がある場合、変更日の解約返戻金額を上記に含め充当します。
- ※変額払済保険変更後の基本保険金額は、変更日の基本保険金額を上限とし、上限を超えた場合、超過部分の解約返戻金をお支払いします。
- ※変額払済保険変更後の基本保険金額が10万円を下回る場合、変額払済保険に変更することはできません。
- ※前納期間中の場合、変額払済保険に変更することはできません。
- ※保険料の自動振替貸付が行われている場合、変額払済保険に変更することはできません。
- ※災害死亡給付特約および保険料払込免除特約I型等を付加している契約で、変額払済保険に変更した場合、これらの特約はなくなります。

! 保険期間は変わらず基本保険金額が小さくなります。

! 変額払済保険への変更後も特別勘定での運用は継続します。

! 特別な条件をつけてご契約をお引き受けさせていただいた場合、特別保険料の払込期間中、保険金削減期間中は変額払済保険に変更することはできません。

case 3 お金が必要になった場合、保険料を減らしたい場合について

- ・お金が必要になったけど保障は続けたい。
- ・長期的に考えて保険料の負担を減らしたい。

減額

? 減額とは?

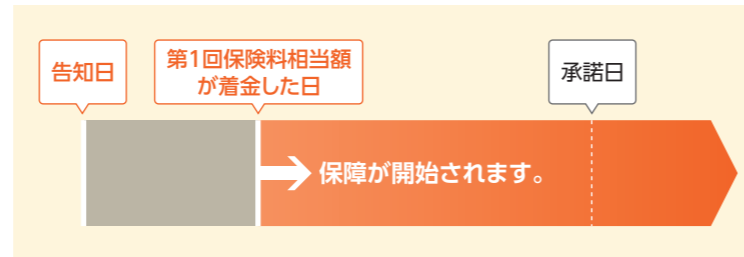
- 保険期間中、基本保険金額を減額することで解約返戻金を受け取ることができます。
- 保険料払込期間中、基本保険金額を減額することで保険料のお払込額を少なくすることができます。
- ※基本保険金額の減額による解約返戻金額は、PGF生命が所定の必要書類を受理した日の翌営業日の翌日を計算基準日として計算します。
- ※基本保険金額を減額した場合、同じ割合で変動保険金額も減額されたものとしてお取り扱いします。

! 変額終身保険Neolに「契約者貸付」のお取り扱いはありません。

よくあるご質問について

Q1 保障はいつからはじまりますか？

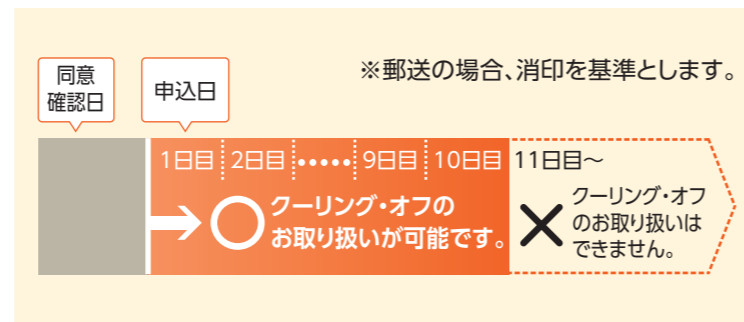
A1 責任開始期です。
責任開始期とは、告知ならびに第1回保険料相当額のお支払い済み（PGF生命への着金）がともに完了したときです。



▶くわしくは35ページの「保障を開始する時期（責任開始期）について」をご覧ください。

Q2 クーリング・オフはできますか？

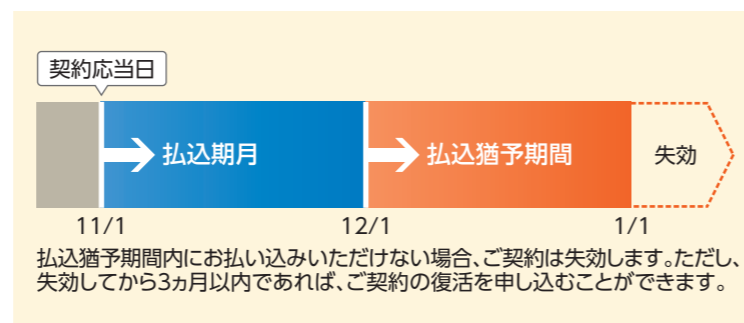
A2 できます。
クーリング・オフ制度の対象となりますので、10日以内であればお申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。



▶くわしくは33～34ページの「お申し込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）について」をご覧ください。

Q3 保険料の支払いが遅れると、すぐに契約の効力はなくなりますか？

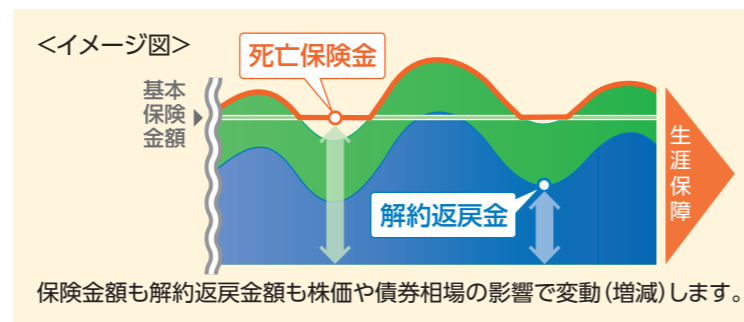
A3 いいえ。
保険料の払込猶予期間がありますので、その期間内にお支払いいただければご契約は継続します。



▶くわしくは36ページの「保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について」をご覧ください。

Q4 保険金や解約返戻金に最低保証はありますか？

A4 保険金は最低保証がありますが、解約返戻金にはありません。
死亡保険金や高度障害保険金は基本保険金額の最低保証がありますが、解約返戻金にはありません。



保険金額も解約返戻金額も株価や債券相場の影響で変動（増減）します。

Web約款のご案内

PGF生命は、お客さまの利便性向上のため、「ご契約のしおり・約款」をホームページに掲載しています。



- **いつでもどこでも読める。**
Web約款は、いつでもパソコンやスマートフォンで閲覧することができます。
- **知りたいことがすぐ見つかる。**
検索機能で、ご覧になりたい項目を簡単に検索することができます。
- **文字を大きく表示できる。**
小さな文字が読みづらいという方も、拡大表示ができるので便利です。

PGF生命「Web約款」はこちらからご覧ください。
<http://www.pgf-life.co.jp/web/>

PGF生命 Web約款 検索

※PC（パソコン）やスマートフォンからアクセスできます。（一部の機種を除く）



ご契約後にPGF生命からお送りする書類

ご契約後

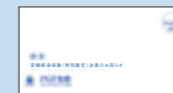


- **生命保険証券**
保険契約の成立と契約の内容を証明する書類です。保険金の請求等、各手続きの際に提示（送付）が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。
ご契約から1～2週間後に簡易書留郵便でお送りします。

保険期間中



- **ご契約状況のお知らせ**
ご契約の状況と運用状況についてお知らせします。
年4回（契約日から3ヵ月ごと）、郵送します。



- **決算のお知らせ**
前年度の特別勘定の決算についてご案内します。
運用期間中、毎年7月ごろ郵送します。



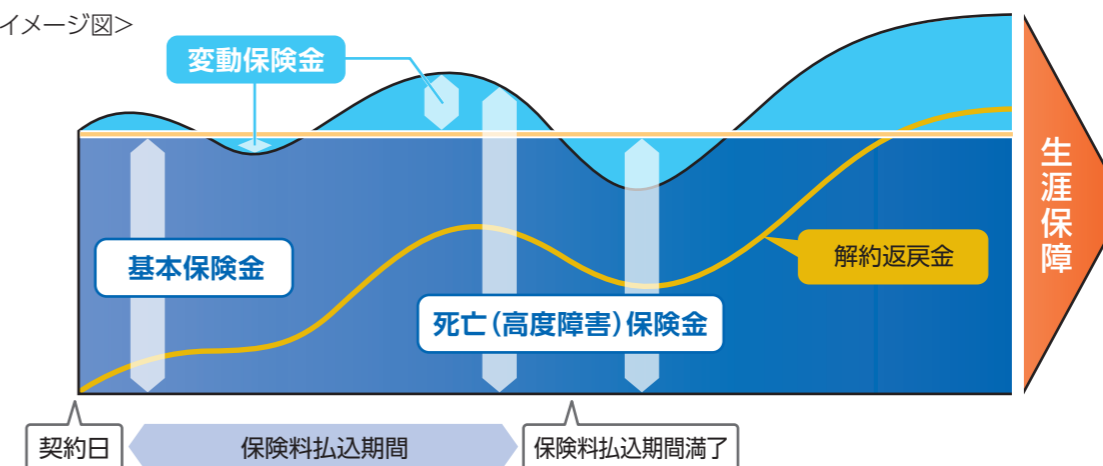
- **生命保険料控除証明書**
生命保険料控除の適用を受ける場合に使用する証明書です。
保険料払込期間中、毎年10月ごろに郵送します。

契約概要

⚠️ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、**内容をご確認、ご理解のうえ、お申し込み**いただきますようお願いいたします。また、お客さまの申込内容については申込書の控をお渡ししますのでご確認をお願いいたします。
- ✓ 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「**ご契約のしおり・約款**」に記載していますのでご確認ください。

<イメージ図>



2 特別勘定について (詳細は「特別勘定のしおり」でご確認ください)

<特別勘定について>

- この保険では特別勘定を設け、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。

<特別勘定への保険料の繰り入れについて>

- この保険では、お払い込みいただいた保険料のうち、その一部が保険契約の締結・維持・死亡保険金額の最低保証にかかる費用等にあてられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。特別勘定に繰り入れる日は、つぎのとおりとし、その日始に繰り入れたものとして取り扱います。

対象	繰入日
第1回保険料	契約日*1
第2回以後の保険料	契約応当日*2

*1 契約日とは、被保険者の年齢や保険期間を計算する基準日のことをいい、責任開始期の属する月の翌月1日となります。

*2 契約応当日とは、ご契約後の保険期間中に迎える契約日のことをいいます。この場合、月払は各月、半年払は半年、年払は各年の契約応当日をさします。

<特別勘定グループについて>

- この保険は、ひとつまたは複数の特別勘定グループが設定されています（「変額終身保険Neo」の特別勘定グループは「特別勘定グループVL01型」となります）。

<ユニットバリューについて>

- 「ユニットバリュー」とは、積立金を計算するために使用する価額のことで、特別勘定の運用実績により増減します。

1 商品の特徴と仕組みについて

➔ 保険商品の名称：変額終身保険

➔ 商品の特徴

- この保険は**万一の保障を終身にわたり確保できる終身保険**と、特別勘定の運用実績に基づいて**死亡保険金額や解約返戻金額等が変動(増減)する変額保険**の特徴をあわせもった生命保険です。
- 特別勘定で運用中、死亡保険金および高度障害保険金は基本保険金額が最低保証されます。
- この保険の特別勘定は、国内外の株式、債券等に投資する投資信託で運用されます。したがって、**株価や債券相場の下落等により解約返戻金額等お受け取りになる金額は、払い込まれた保険料を大幅に下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。**

<投資対象について>

- 特別勘定の名称:世界8資産バランスファンド
- 主な投資対象とする投資信託:世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)
- 運用会社:三菱UFJ国際投信株式会社
- 運用方針:日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。
- 運用関係費用:特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して年率0.27%程度(税抜)

世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)について

投資対象	合成ベンチマークの構成指数*	資産配分		
株式	国内株式	東証株価指数(TOPIX)	16%	40%
	先進国株式	MSCIコクサイ インデックス (除く日本、円換算ベース)	20%	
	新興国株式	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (円換算ベース)	4%	
債券	国内債券	NOMURA-BPI総合	42%	51%
	先進国債券	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)	5%	
	新興国債券	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円換算ベース)	4%	
その他	国内不動産投資信託証券	東証REIT指数(配当込み)	3%	9%
	先進国不動産投資信託証券	S&P先進国REITインデックス (除く日本、配当込み、円換算ベース)	3%	
	短期金融資産	有担保コール(翌日物)	3%	

*記載の各指数について、くわしくは40ページの「[指数について](#)」をご覧ください。
 ※スイッチングや繰入割合の指定はできません。
 ※特別勘定の投資対象となる投資信託、運用スキーム、運用方針および運用会社等については、今後変更することがあります。

<投資リスクについて>

リスク	リスクの詳細
価格変動リスク	価格変動リスクとは、株式の価格変動・公社債の価格変動・不動産投資信託証券の価格変動や収益の増減により、価格が下落するリスクをいいます。
為替変動リスク	為替変動リスクとは、組み入れた外貨建資産の価格が各通貨間の為替レートの変動により下落するリスクをいいます。
信用リスク	信用リスクとは、有価証券等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、有価証券等の価格が下落すること、または利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。
流動性リスク	流動性リスクとは、市場における有価証券等の売買量の欠如等の理由により、最適な時期で有価証券等の売買ができず、機会損失を被るリスクをいいます。
カントリーリスク	カントリーリスクとは、投資国となっている国の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態あるいは混乱した状態等に陥ることで、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなるリスクをいいます。

<特別勘定の資産の評価方法について>

- 資産の評価方法は次のとおりとし、その評価は毎日行い、その成果を積立金の増減に反映します。

資産の種類	資産の評価方法
有価証券	時価評価
上記以外の資産	原価法

※資産の評価方法については、将来の関係法令の変更等により、変更することがあります。

3 | 主な保障内容について

給付名称	支払事由
死亡保険金	被保険者がお亡くなりになった場合にお支払いします。
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態*になられたときにお支払いします。

※支払事由に該当し保険金が支払われた場合、保障は消滅します。

<死亡(高度障害)保険金額について>

- 変動保険金額がプラスの場合、被保険者がお亡くなり(高度障害状態)になった日の基本保険金額と変動保険金額の合計額を死亡(高度障害)保険金としてお支払いします。
- 変動保険金額がマイナスの場合、死亡(高度障害)保険金として基本保険金額をお支払いします(基本保険金額を最低保証)。

※基本保険金額と変動保険金額の合計額よりも、積立金相当額または解約返戻金相当額が大きくなる場合、いずれかのより大きい金額を死亡(高度障害)保険金としてお支払いします。くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご覧ください。

<変動保険金額について>

- 変動保険金額は、特別勘定の運用実績が反映されるため、変動(増減)します。
- 変動保険金額は毎月1日に計算され、計算された金額は、その月間中一定となります。

<保険料の払込免除について>

- 被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故*を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態*になられたとき、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

*所定の高度障害状態・不慮の事故・身体障害状態について、くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご覧ください。

4 | 主な特約とその内容について

➔ 保険料払込免除特約I型

この特約の保険期間中に、所定の三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し、下記の所定の状態に該当された場合、以後の保険料のお払い込みが免除されるとともに所定の既払込保険料相当額をお支払いします。

以下の免除事由に該当された場合が対象となります。

がん* (悪性新生物)

この特約の責任開始期からその日を含めて90日目(日の翌日)以後、この特約の保険期間中に、初めて所定の「がん(悪性新生物)」に罹患したと医師によって診断確定されたとき。

*被保険者が、がん(悪性新生物)の責任開始期前に、この特約の対象となるがん(悪性新生物)に罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、この特約による保険料の払込免除および既払込保険料相当額のお支払いはしません。

急性心筋梗塞

この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。

脳卒中

この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

- この特約の保険期間は主契約の保険料払込期間と同一になります。**ただし、終身払の場合、この特約を付加することはできません。**

- お支払いする既払込保険料相当額は、契約日からこの特約における保険料払込免除の事由に該当した日の属する保険料期間*の末日までに払い込まれるべき主契約および特約の合計額となります。

*保険料払込期間中の各契約応当日(月払・半年払・年払の場合、各月・半年・各年ごとの契約応当日)から次の契約応当日の前日までの期間をいいます。

【例】契約日:2019年4月1日 保険料払込方法:年払
 契約応当日:毎年4月1日 保険料払込免除の事由に該当した日:2021年4月30日



- この例の場合、「契約日」から「以降の保険料のお払い込みが免除される日(2022年4月1日)の前日」までの期間についての保険料の合計額を既払込保険料相当額*とします。

*既払込保険料相当額のお支払額は、主契約の締結時から月払契約であったものとして算出します。

- この特約の保険期間満了日からその日を含めて60日以内に、急性心筋梗塞および脳卒中を原因として保険料払込免除事由が生じたときは、この特約の有効期間中にその状態に該当されたものとして既払込保険料相当額をお支払いします。
- 対象となるがん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中については下記をご覧ください(くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」別表41をご覧ください)。

がん(悪性新生物)

※「[上皮内がん](#)」「[皮膚の悪性黒色腫](#)以外の皮膚がん」は対象となりません。

- 口腔および咽頭の悪性新生物
- 消化器および腹膜の悪性新生物
- 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
- 骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物のうち、
 - (1)骨および関節軟骨の悪性新生物
 - (2)結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物
 - (3)皮膚の悪性黒色腫
 - (4)女性乳房の悪性新生物
 - (5)男性乳房の悪性新生物
- 泌尿生殖器の悪性新生物
- その他および部位不明の悪性新生物
- リンパ組織および造血組織の悪性新生物

急性心筋梗塞

- 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞のみとします(狭心症等を除きます)。

脳卒中

- 脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭窄とします。

●この特約の解約返戻金はありません。

※本特約を付加した場合、本特約部分の保険料は主契約・特約(災害死亡給付特約)の保険料に含まれます。ただし、本特約部分の保険料は特別勘定による運用は行いません。

※保険金額等の減額が行われた主契約または特約は、主契約の締結時から被保険者が保険料の払込免除事由に該当したときの保険金額等であったものとして取り扱います。この場合、支払われる既払込保険料相当額は、実際にお払い込みいただいた保険料の合計額よりも少なくなります。

※保険料払込期間満了後に三大疾病(がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患された場合には、既払込保険料相当額のお支払いはありません。

➔ 災害死亡給付特約

- 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故(不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の高度障害状態に該当された場合が対象となります)または所定の感染症を直接の原因として、特約の保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、災害死亡保険金または災害高度障害保険金をお支払いします。

※本特約を付加する場合、本特約の特約保険料のお払い込みが伴います。ただし、特約保険料は特別勘定による運用は行いません。

※本特約の契約年齢範囲(被保険者)は満15歳～満65歳となります。ただし、保険料払込期間によっては、契約年齢範囲が異なる場合があります。

※災害死亡保険金または災害高度障害保険金をお支払いした場合、保障は消滅します。

→ 介護前払特約

当冊子中の「介護前払特約」の記載では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」の「介護前払特約条項」に記載されている用語を下記に読み替えて表記しています。

「ご契約のしおり・約款」での表記	当冊子での表記
介護年金	介護前払金

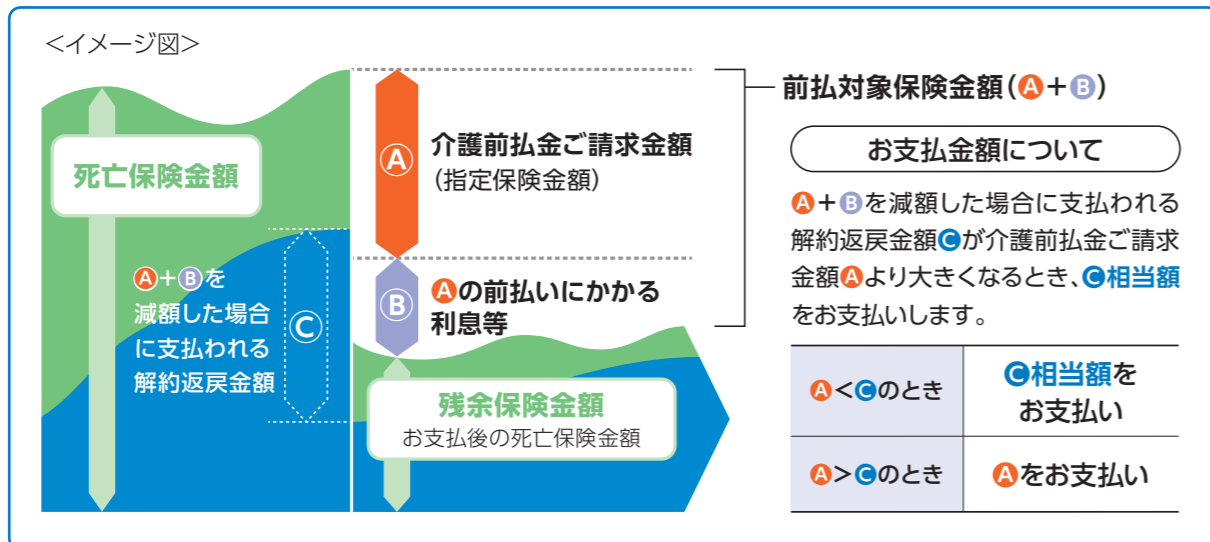
- 主契約の**保険料払込期間が満了**し、かつ被保険者年齢が**満65歳以上**であるご契約で、被保険者が公的介護保険制度における「**要介護4または要介護5**」に認定されている場合、主契約の死亡保険金の一部を介護前払金としてご請求できます。
- 介護前払金をお支払いするとき、「前払いにかかる利息等*1」がかかります。そのため、介護前払金額と残余保険金額の合計額は、介護前払金を請求せず死亡保険金を一括受け取りした場合の受取額より少なくなります。
- 「指定保険金額(ご請求いただいた金額)」または「前払対象保険金額(指定保険金額と指定保険金額の前払いにかかる利息等の合計額)を減額した場合に支払われる解約返戻金額」のいずれか大きい金額をお支払いします。
- 本特約による介護前払金額は、10万円を下限とし、支払われた介護前払金額に前払いにかかる利息等を加えた金額が3,000万円*2まで、かつ残余保険金額のうち基本保険金額が10万円以上となるまで指定することができます。
- 介護前払金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。

*1 被保険者の年齢やご契約時の予定利率等を用いて、所定の計算方法により算出します。

*2 3,000万円の限度額その他、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円以内となる必要があります。

※変動保険金額がプラスの場合、基本保険金額に変動保険金額を加えた金額を主契約の死亡保険金額としてお取り扱いします。

※ご請求可能な介護前払金額等について、くわしくはPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。



→ リビング・ニーズ特約

- 被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします。
- この特約の保険金は基本保険金額の範囲内で指定のうえ、ご請求いただきます。ご請求いただいた指定保険金額(被保険者または指定代理請求人が指定した金額)から、指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と6ヵ月分の保険料相当額を差し引いてお支払いします。
- 変動保険金額がプラスの場合、基本保険金額に対する指定保険金額の割合を変動保険金額に乗じた金額から、変動保険金額に対する6ヵ月分の利息を差し引いた金額を上記に加算し、お支払いします。
- 保険金の最高支払限度額はPGF生命の他のご契約と通算して3,000万円となります(最高支払限度額と通算保険金額は将来変更される可能性があります)。

※死亡保険金の全部をお支払いする場合、以後、ご契約は消滅します。また、一部をお支払いする場合、お支払いした部分に相当する金額は減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。

※余命6ヵ月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、PGF生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断いたします。余命6ヵ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6ヵ月以内であることを意味します。

→ 指定代理請求特約

- 主契約の被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 主契約の被保険者と契約者が同一人となる場合の保険料の払込免除について、契約者がご請求できない所定の事情がある場合、あらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人は1名とし、以下の範囲内より指定いただけます。なお、契約者は被保険者の同意を得て、この範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者の3親等内の親族

PGF生命が認めた場合、下記の範囲内からも指定することができます。

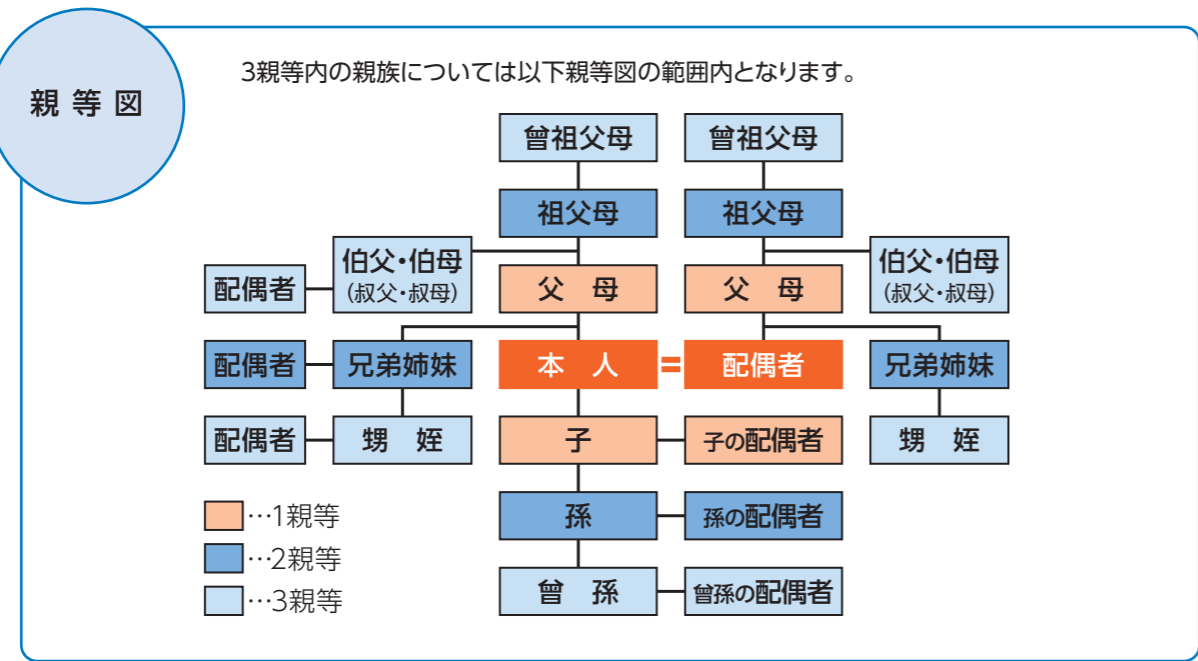
- ③ 被保険者と同居または生計を一にしている ④ 被保険者の財産管理を行っている
⑤ 死亡保険金受取人 ⑥ ③から⑤と同等の関係

※特約を付加する際、証明のため所定の書類が必要になることがあります。くわしくはPGF生命までお問い合わせください。

- 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。

※ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。

※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なることがあります。



➔ 保険金等の支払方法の選択に関する特約

- 保険金の請求時に保険金の受取人からのお申し出により本特約を付加することで、保険金を年金で受け取ることや据え置くことができます。また、解約請求時に契約者からのお申し出により本特約を付加することで、解約返戻金を年金で受け取ることや据え置くことができます。
- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。
- 解約返戻金を年金で受け取る場合や据え置く場合は、契約日から5年を経過していることを要します。
- 保険金や解約返戻金を据え置く場合、10年を限度に、PGF生命所定の利息*をつけて据え置きます。

*据置利息はPGF生命所定の利率および計算方法で計算され、金利情勢等により将来に向かって見直されることがあります。
 ※将来お受け取りになる年金額は、年金基金設定時の基礎率(予定利率等)に基づいて算出されます。ただし、最高年金額は3,000万円で、最低年金額は1回あたりの支払額2万円かつ年金額24万円のお取り扱いとなります。また、3,000万円の限度額のほか、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円以内となる必要があります(将来変更される可能性があります)。

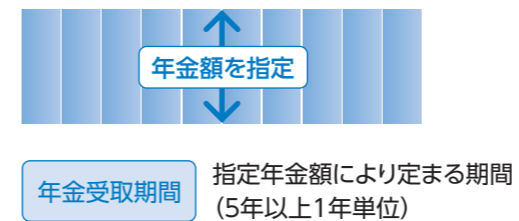
年金のお受取方法について

確定年金(年金支払期間指定型)



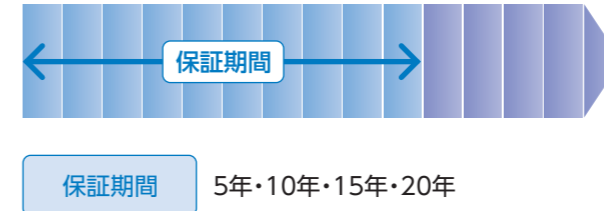
- 年金受取人が指定した年金受取期間に応じた年金額をお支払いします。
- 年金受取人が年金受取期間中にお亡くなりになった場合、残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人の取扱年齢範囲は0歳以降、100歳から年金受取期間の年数を控除した年齢まで(90歳限度)となります。

確定年金(年金額指定型)



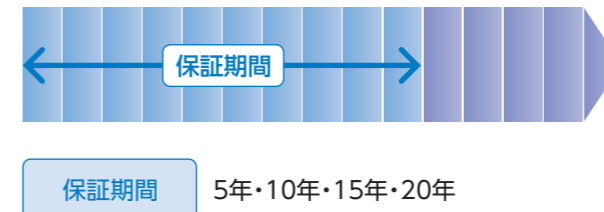
- 年金受取人が指定した年金額をお支払いします。
- 年金受取人が年金受取期間中にお亡くなりになった場合、残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人の取扱年齢範囲は0歳以降、100歳から年金受取期間の年数を控除した年齢まで(90歳限度)となります。

保証期間付終身年金



- 年金受取人が生存されている場合、年金をお支払いします。
- 保証期間中に年金受取人がお亡くなりになった場合、保証期間の残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人の取扱年齢範囲は50歳以降、100歳から保証期間の年数を控除した年齢まで(90歳限度)となります。

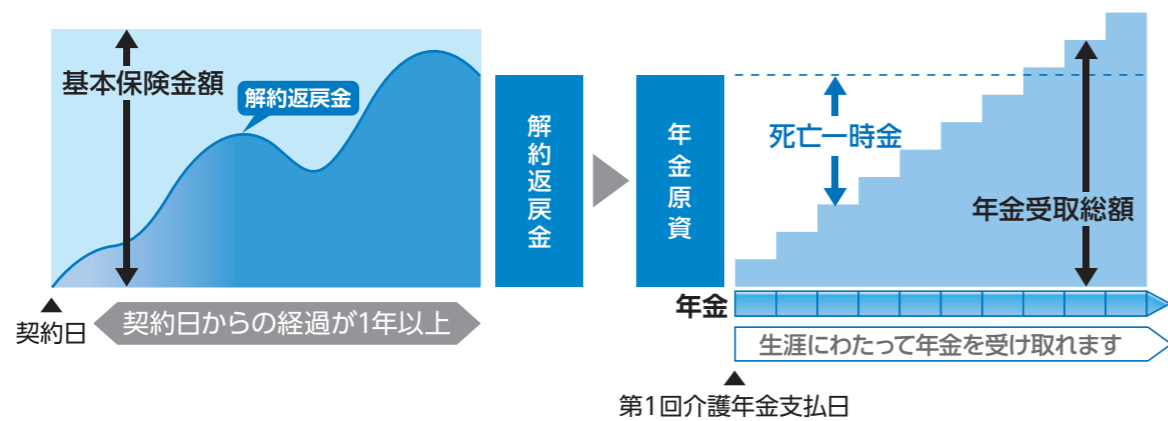
保証期間付夫婦連生終身年金



- 年金受取人およびその配偶者のいずれかが生存されている場合、年金をお支払いします。
- 保証期間中に年金受取人およびその配偶者のいずれもお亡くなりになった場合、保証期間の残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人およびその配偶者の取扱年齢範囲は50歳以降、100歳から保証期間の年数を控除した年齢まで(90歳限度)となります。

→ 介護年金移行特約

<イメージ図>



- 契約日からその日を含めて1年経過後、かつ被保険者の年齢が満40歳以上であるご契約で、被保険者が公的介護保険制度における「要介護2」以上の状態に該当していると認定された場合、死亡保障の全部または一部にかえて、解約返戻金を年金原資とした介護終身年金に移行することができます。また、満65歳未満でPGF生命所定の要介護状態に該当した場合*1、介護終身年金に移行することができます。

*1 くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。
- 第1回介護年金支払日以後、被保険者が生存されている場合、毎年、同額の年金を生涯にわたってお受け取りいただけます。
- 死亡一時金保証期間*2中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資額から年金受取総額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。

*2 死亡一時金保証期間は、年金受取総額が初めて年金原資額を超える年金支払日の前日までの期間をいいます。

※将来お受け取りになる年金額は、年金原資設定時の基礎率(予定利率等)に基づいて算出されます。ただし、最高年金額は3,000万円で、最低年金額は1回あたりの支払額2万円のお取り扱いとなります。また、3,000万円の限度額のほか、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円以内となる必要があります(将来変更される可能性があります)。

※死亡保障の一部を移行する場合、移行後の死亡保険金額が200万円以上となる必要があります。また、同月内に減額を行うことができません。

※解約返戻金額は特別勘定の運用実績に応じて毎日変動します。また、最低保証はありません。したがって、運用状況によっては、年金原資額がお支払いいただいた保険料総額を大幅に下回る場合があります。

介護年金の受取期間中において、要介護状態に該当しなくなった場合でも、生存している限り継続して年金を受け取ることができます。

5 | 保険料について

保険料払込方法	月払・半年払・年払
保険料払込期間	5年・10年・15年・20年・25年・30年、 55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳・85歳、終身払
保険料払込方法(経路)	<ul style="list-style-type: none"> ● 初回保険料(第1回保険料) PGF生命の指定する口座にお振り込みいただけます。 ● 第2回目以降の保険料 以下の払込方法(経路)よりお支払いいただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 口座振替扱いでお支払いになる方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ PGF生命が提携している金融機関の口座振替によりお支払いいただく方法です。口座振替日は金融機関によって異なります。 ② クレジットカードによりお支払いになる方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ PGF生命が契約しているクレジットカード会社よりカード決済にてお支払いいただく方法です。 ・ クレジットカードによる保険料のお支払いをご希望される場合は、クレジットカード会社に対してご利用のカードについての有効性等の確認をさせていただきます(有効性等の確認ができなかった場合にはお取り扱いできない場合があります)。 ・ 保険料払込方法が月払で、1件あたりの保険料が10万円までのご契約につきご利用いただけます。なお、半年払・年払の保険料および前納保険料のお支払いについてはご利用いただけません。
最低保険料	月払:3,000円/半年払:18,000円/年払:36,000円

※保険料は契約日を基準にお申込内容・被保険者の性別・満年齢により計算されます。

<高額割引制度について>

ご契約の主契約の基本保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料の負担が軽くなります。

<前納について>

- 将来の保険料の全部または一部(月払契約の場合は5回以上となります)を前もってお支払いいただくことができます。
- 保険料を前納いただいた場合、PGF生命所定の利率で保険料を割り引きます。また、前納いただいた保険料は払込期月ごとに特別勘定に繰り入れます。

※ご契約時に将来の保険料を前もってお支払いいただくことはできません。

※前納期間中、解約返戻金や保険金等をお支払いする場合や保険料の払込免除等、保険料のお支払いを要しなくなった場合を除き、前納保険料の残額の払い戻しはできません。

6 | ご加入条件について

保 険 期 間	終 身	
	保険料払込期間	被保険者の契約年齢範囲
被 保 険 者 の 契 約 年 齢 範 囲 (満年齢)	5年	0歳～75歳
	10年	
	15年	
	20年	
	25年	0歳～70歳
	30年	0歳～65歳
	35年	0歳～60歳
	55歳	0歳～45歳
	60歳	0歳～50歳
	65歳	0歳～55歳
	70歳	0歳～60歳
	75歳	0歳～65歳
	80歳	0歳～70歳
	85歳	0歳～75歳
終身払		
最低基本保険金額	200万円(取扱単位:10万円)	
最高基本保険金額*	7億円	

*最高基本保険金額は、被保険者の年齢や職業、またはPGF生命以外の他社を含めた保険契約等により、ご加入いただける上限額が異なります。

※契約年齢(被保険者)が満15歳未満の場合、ご契約時の基本保険金額は1,000万円までとなります。なお、他にご契約されている保険契約がある場合には、保険金額のお引き受けを制限する場合があります。

※保険金額、保険料等については申込書面または申込書控にてご確認ください。

※上記以外にもご加入に際しては制限があります。

7 | 配当金について

- この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

8 | 解約返戻金について

- 保険期間中、保険契約を解約することができます。解約した場合、解約返戻金をご請求いただくことができます。
- 解約返戻金額は、PGF生命が所定の必要書類を受理した日の翌営業日の翌日を計算基準日とし、PGF生命所定の方法で算出します。また、特約に解約返戻金がある場合、PGF生命が所定の書類を受理した日を計算基準日とし、PGF生命所定の方法で算出します。
- 解約返戻金をお支払いすることにより、特別勘定資産の運用全体に及ぼす影響が大きいとPGF生命が認めるとき、最長6ヵ月の範囲内で解約返戻金のお支払いを延期することがあります。この場合、解約返戻金にはPGF生命所定の利率で計算した利息を付けてお支払いします。
- 保険料払込期間中、基本保険金額を減額し保険料のお払込額を少なくすることができます。基本保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱います。減額は、減額後の基本保険金額が200万円を下限として10万円単位で取り扱います(将来変更される可能性があります)。
- 特別勘定での運用期間中、解約返戻金額は特別勘定の運用実績に応じて毎日変動します。したがって、運用状況によっては、解約返戻金額がお払い込みいただいた保険料総額を大幅に下回る場合があります。なお、解約返戻金額に最低保証はありません。

9 | 投資リスクについて

- この保険は投資リスクがあります。投資リスクについて、くわしくは32ページの「[投資リスクについて](#)」をご覧ください。

10 | 諸費用について

- この保険でご負担いただく諸費用について、くわしくは31～32ページの「[ご契約にかかる費用について](#)」をご覧ください。

注意喚起情報

⚠️ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✔️ この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に**特にご注意いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、**内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み**いただきますようお願いいたします。
- ✔️ この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「**ご契約のしおり・約款**」に記載していますのでご確認ください。

➡️ ご契約にかかる費用について

この商品でご負担いただく費用の合計額は、「保険料より控除される費用」、「特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用」およびお受け取りの際にご負担いただく費用となります。

<保険料より控除される費用>

お払い込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保険金額の最低保証に係る費用等にあてられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率等を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

<特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用>

項目	費用	概要
保険契約管理費*1	年率0.75%	積立金額に対して左記年率/365日を乗じた額を毎日控除します。
運用関係費用*2	年率0.27%程度(税抜)	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して左記年率/365日を乗じた額を毎日控除します。

- *1 保険契約管理費とは、以下①②の合計です。
 ①死亡保険金額を最低保証するための費用
 ②会社の経費にあてるための費用

*2 運用関係費用には、特別勘定の投資対象となる投資信託の運用報酬の他、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および運用関連の税金等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットバリューに反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。

※左記のほか、死亡保障に係る費用を毎月積立金から控除します。なお、本費用については、年齢別の発生率等を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

※運用関係費用は、2018年12月現在のものです。運用スキームの変更、運用資産額の変動等の理由により、将来、変更される可能性があります。

<保険金・解約返戻金を年金でお受け取りいただく場合の費用>

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0% (2019年4月現在) を年金受取日に年金原資より控除します。

➡️ 投資リスクについて

この保険の特別勘定は、主に国内外の株式、債券等に投資する投資信託で運用されます。株価や債券相場等の下落等により解約返戻金額等お受け取りになる金額の合計額は、**お払い込みいただいた保険料総額を大幅に下回る場合があります、損失が生じるおそれ**があります。

- この保険にかかる投資リスクは契約者および受取人に帰属します。

➡️ 解約と解約返戻金について

• お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって、解約されますと、**解約返戻金額はお払い込みいただいた保険料総額を大幅に下回ることがあり、損失が生じるおそれ**があります。

• 解約返戻金は、保険種類、契約年齢(被保険者)、性別、経過年数等によっても異なりますが、特に**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずか**です。

• 運用期間中に解約(減額)する場合の解約返戻金は、特別勘定の運用実績に応じて毎日変動するため、運用状況によっては、**解約返戻金額がお払い込みいただいた保険料総額を大幅に下回る場合があります**。なお、解約返戻金額に最低保証はありません。

<解約(減額)の際にご負担いただく費用>

契約日から10年未満かつ保険料払込期間中に解約(減額)された場合、計算基準日の前日末における積立金額から、経過年数に応じた所定の金額(解約控除*)を控除した金額が解約返戻金額となります。

* 解約控除の金額は契約年齢(被保険者)・性別・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

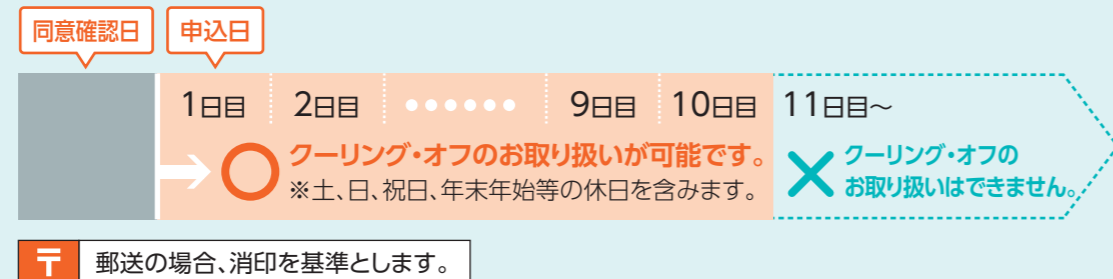
1

お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

■ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

- 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、**申込日**または**本書面についての同意確認日(意向確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)**であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。
 ※特別な条件がつき、特別条件承諾書にご署名いただいた場合でも、お申し込みの撤回等ができる期限は上記と同じです。

お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)のながれ

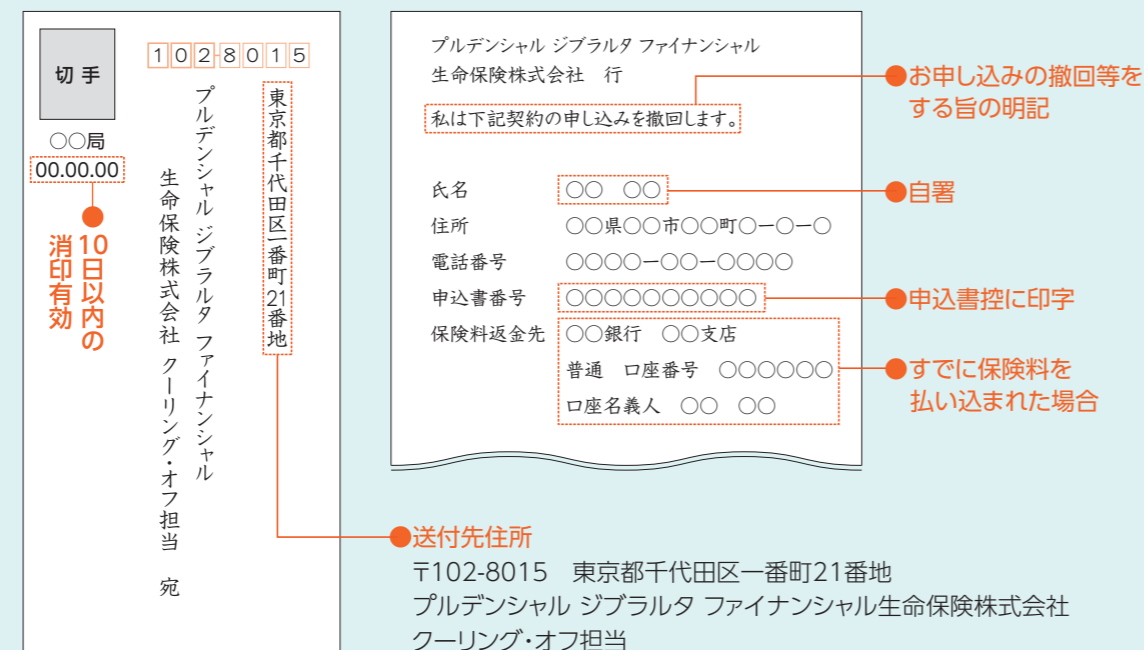


- お申し込みの撤回等をされた場合、お払い込みいただいた保険料の全額をご返金します。

■お申し込みの撤回等の方法

- お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。この場合、書面には「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)、保険料返金先(返金口座)をご記入ください(契約者が法人の場合は申込書と同一印の押印をお願いします)。
- お申し込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)お申出書面(封書)の記載見本(例)



■お申し込みの撤回等のお取扱期限

お申し込みの撤回等の方法	お取扱期限
郵送	10日以内の消印まで有効
直接提出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効



以下の場合、お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)はお取り扱いできません。

- ①PGF生命の指定した医師の診査を受けられた場合
- ②債務履行の担保のための保険契約である場合
- ③既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

2 告知義務について

■健康状態・職業等をありのままに告知してください。

- 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求めますので、ありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。

■告知書にて告知してください。

- 告知受領権はPGF生命およびPGF生命が指定した医師が有しています。三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は告知受領権がなく、**三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。**

■告知内容等の確認をさせていただくことがあります。

- ご契約の申し込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容、告知内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**

■傷病歴等がある場合、ご契約をお断りさせていただいたり、特別な条件をつけてお引き受けさせていただく場合があります。

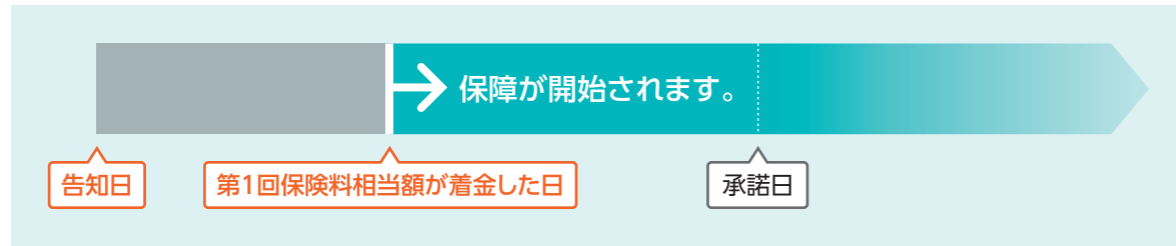
- 傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお引き受けできる場合があります。また、傷病によっては特別な条件をつけずに「無条件」でご契約をお引き受けできる場合があります。
- 特別な条件をつけてご契約をお引き受けさせていただいた場合、特別保険料の払込期間中または保険金削減期間中における変額払済保険への変更、および保険金削減期間中における一時払定額終身保険への変更はお取り扱いできません。

■告知義務違反の場合、ご契約または特約を解除することがあります。

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
- **ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返しすることができません。**

3 保障を開始する時期(責任開始期)について

■PGF生命がご契約のお申し込みを承諾した場合には、**第1回保険料相当額のお払い込み(PGF生命への着金)と告知**がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



■お客さまのお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに、契約は成立します。

- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について

■代表的な例として、次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
ただし、ご契約時の告知等によりPGF生命がその疾病について知っていた場合等は、保険金等をお支払いすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
- 保険金等を詐取る目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合。
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合(責任開始日(最後の復活日)から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等)。

⇒くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

5 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

■保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。

- 払込期月内にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

払込方法	払込猶予期間
月払・半年払・年払	払込期月の翌月初日から末日までとなります。

■払込猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約の効力が失われます(失効)。

- ただし、保険料のお払い込みのご都合がつかない場合でも、ご契約にPGF生命所定の金額以上の解約返戻金があるときは、あらかじめ保険料の自動振替貸付を希望しない旨のお申し出がない限り、保険料を自動的に立て替え、ご契約を有効に継続させます。立替金にはPGF生命所定の利率による利息(複利)が加算されます。
※保険料の自動振替貸付が行われた場合、自動振替貸付の取消しはできません。

■ご契約の復活ができる場合があります。

- いったん失効したご契約でも、失効してから3ヵ月以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知(ご契約によっては診査)と所定の金額のお払い込みが必要となります。ただし、**健康状態等により復活ができないこともあります。**
- ご契約の復活をPGF生命が承諾した場合には、告知と所定の金額のお払い込みがともに完了したときから、ご契約の保障が開始されます。

6 生命保険契約者保護機構について

■PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午/午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

7 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

8 預金等との違いについて

■「変額終身保険Neo」はPGF生命を引受保険会社とする**生命保険**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません(保険契約者保護機構制度の対象となります)。**

9 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合について

■現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合、**不利益となることがあります。**

- **解約・減額されるご契約の解約返戻金は、お払い込みいただいた保険料総額よりも少ない金額となる場合があります。**

⇒くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

10 税務のお取り扱いについて

<お払い込みいただく保険料について>

- 1月1日から12月31日までにお払い込みいただいた保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ所得税と住民税の負担が軽減されます。
- 保険料を前納された場合、前納時だけでなく前納期間中も生命保険料控除の対象となります。前納期間中の控除額は前納保険料を前納回数で按分した額となりますので、毎回の保険料額とは相違します。

※前納期間中に保険料のお支払いが免除された場合を除きます。

保険料	対象
主契約	一般生命保険料控除

※介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。

<死亡保険金にかかる税金について>

- 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

- 契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人の数)」まで非課税となります。

- 高度障害保険金、リビング・ニーズ特約および介護前払特約による保険金等は受取人が、保険料払込免除特約I型の既払込保険料相当額の支払いは受取人である契約者が、主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税となります。

<解約返戻金にかかる税金について>

解約された場合、解約返戻金と既払込保険料等の差額が所得税(一時所得)の対象となります。

一時所得について

年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費(払込保険料等)} \} - \text{特別控除(50万円)} \times 1/2$$

<介護年金移行特約による介護年金にかかる税金について>

- 介護年金移行特約による介護年金をお受け取りになる場合、毎年の年金受取時に所得税(雑所得)の対象となります。
- 死亡一時金保証期間中にお支払いする死亡一時金について、相続税の課税対象となる場合でも相続税法第12条の適用対象とはなりません。

⇒くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

2018年11月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取り扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

11 保険金等のご請求について

■保険金等の支払事由が生じた場合、契約者のご住所等を変更された場合にはすみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)にご連絡ください。

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

■支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。

■保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

■被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。

- 指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

⇒くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

12 お問い合わせ窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

PGF生命コールセンター 通話料
無料 0120-56-2269

<受付時間>平日8:30~20:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

- この商品に係る**指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会**です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により**生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています**。また、**全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています(ホームページアドレス<http://www.seiho.or.jp/>)**。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<http://www.pgf-life.co.jp>)に掲載をしていますのでご覧いただくか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

13 その他ご確認いただきたい事項について

- 保険金等のお支払いや保険料の払込免除のご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 契約年齢(被保険者)、性別、保険期間、保険料払込期間、運用実績等によっては、死亡保険金の額がお払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。

➡くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

指数について

- 東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- MSCIコクサイ インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。MSCIコクサイ インデックス(除く日本、円換算ベース)は、MSCIコクサイ インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIコクサイ インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表しているJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。
- 東証REIT指数(配当込み)とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託証券全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。東証REIT指数の商標に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は東証REIT指数の内容の変更、公表の停止または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。東京証券取引所は東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対して、責任を負いません。
- S&P先進国REITインデックスとは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。S&P先進国REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLC([SPDJ])の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC([S&P])の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC([Dow Jones])の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P先進国REITインデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

個人情報のお取り扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取り扱いについてまとめたものです。明示事項およびご同意いただきたい同意事項の内容をご確認していただいたうえで、生命保険契約のお申込みにご同意ください。

本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します 明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します 同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含まれます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します 同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります 同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります 同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります 同意事項

勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。

ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します 同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

PGF生命について



Prudential

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

PGF生命は世界最大級の金融サービス機関

「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャネル専業会社として、2010年8月より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。

*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。

日本におけるプルデンシャル・グループの生命保険事業について

プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン(保険持株会社)

プルデンシャル生命

ジブラルタ生命

100%出資

PGF生命

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。



本社 プルデンシャルタワー
(東京 永田町)

はじまりは、プルデンシャルでした。

1989年当時、ロナルド・バーバロ(米国プルデンシャル元社長)は、エイズ患者に対するボランティア活動に打ち込んでいました。訪問先のホスピスで余命いくばくもない患者を前に、何か自分にできることはないかと尋ねると、その患者からは、「私に尊厳ある最期を迎えさせてほしい」という答えが返ってきました。彼には、治療にかかった高額な医療費などの借金がありました。生命保険には加入していましたが、保険金は亡くなるまで受け取れません。バーバロはいずれ支払われる保険金であれば、生きているうちに前払いできないか、生命保険には100年以上の歴史があるが、その制度を少し変えてみてもいいのではないかと考え、社内や行政当局を説得して、「リビング・ニーズ特約」を実現しました。

保険金を受け取ることで、その患者は借金を返済し、クリスマスはプレゼントを買って、故郷で家族と一緒に過ごすことができました。そして最後まで自分で身の回りのことができるように洗濯機を購入し、余った分を教会に寄付しました。その患者は「私は今、とても平和で満ち足りた気持ちです。ありがとう。」といました。

この想いをPGF生命は受け継ぎ、
お客さまの必要とする商品とサービスを提供し続けます。

